

土地開発公社予算基準

公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）
（昭和47年8月28日付け建設省都政発第24号・自治画第93号）
別添（2）

改正 昭和61年11月 5日建設省経整発第64号・自治政第95号
平成 元年 3月20日建設省経整発第18号・自治政第33号
平成17年 1月21日総行地第147号・国総国調第116号

第1 予算の基本的性格

予算は、当該事業年度の事業計画に定める業務の実施に伴い発生する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

第2 予算に記載する事項

- 1 予算には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 収入及び支出に関する事項
 - (2) 継続費に関する事項
 - (3) 債務負担行為に関する事項
 - (4) 公社債の発行及び長期借入金に関する事項
 - (5) その他必要な事項
- 2 1の(1)の収入及び支出は、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出に大別し、さらにこれらを款項に区分するものとする。

第3 収入及び支出の所属事業年度区分の基準

収入及び支出の所属する事業年度の区分は、その事業が発生すると予定される時期の属する事業年度を基準として決定するものとする。

第4 収入及び支出の款項の区分

収入及び支出の款項の区分の基準は、別表のとおりとする。

第5 収益的収入及び支出の予定額

- 1 収益的収入の予定額には、当該事業年度に所属する収益のすべてを計上するものとする。

- 2 収益的支出の予定額には、当該事業年度に所属する費用のすべてを計上するものとする。

第6 資本的収入及び支出の予定額等

- 1 資本的収入の予定額には、当該事業年度の資本的支出の予定額に充当しなければならない当該事業年度に所属する外部からの収入すべてを計上するものとする。
- 2 資本的支出の予定額には、当該事業年度に所属する次に掲げる支出のすべてを計上するものとする。
 - (1) 公有地取得事業（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）第17条第1項第1号に掲げる事業のうち同号イからハ及びホに掲げる土地に係るものをいう。以下同じ。）に必要な支出
 - (2) 開発事業用地取得事業（法第17条第1項1号に掲げる事業のうち同号ニに掲げる土地に係るものをいう。以下同じ。）に必要な支出
 - (3) 土地造成事業（法第17条第1項第2号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に必要な支出
 - (4) 関連施設整備事業（法第17条第2項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に必要な支出
 - (5) 固定資産の必要な支出
 - (6) 公社債及び長期借入金の償還に必要な支出
- 3 当該事業年度の現金収入に係る資本的収入の予定額が当該事業年度の現金支出に係る資本的支出の予定額に不足する場合には、その不足する額の補てんの方法を予算に記載するものとする。

第7 予備費の計上

収益的支出又は資本的支出には、その予定額を越える支出又は予定外の支出に充てるため、予備費を計上することができるものとする。

第8 継続費の設定等

- 1 次に掲げる事業でその完成又は完了に数年度を要するものについては、その経費を数年度にわたって支出することができるものとする。
 - (1) 公有地取得事業

- (2) 開発事業用地取得事業
 - (3) 土地造成事業
 - (4) 関連施設整備事業
 - (5) 固定資産の取得
- 2 (1)の定めにより数年度にわたって支出することができる経費を継続費とする。
- 3 各事業年度の継続費の総額及び年割額は、予算の定めるものとする。
- 4 継続費の年割額のうち当該事業年度において支出しなかった金額は、継続年度の終わりまで逡次繰り越して支出することができるものとする。

第9 債務負担行為の設定

- 1 支出の予定額又は継続費の総額の範囲内におけるもののほか、債務を負担する行為（以下「債務負担行為」という。）をすることができるものとする。
- 2 各事業年度の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、予算に定めるものとする。

第10 公社債の発行及び長期借入金の限度額等

- 1 公社債の発行及び長期借入金の各事業年度の限度額は、予算に定めるものとする。
- 2 公社債の発行及び長期借入金の限度額のうち当該事業年度年度において発行又は借入れを行わなかった金額で次に掲げる支出に充てるものについては、翌事業年度以降に繰り越して発行又は又は借入れを行うことができる。
- (1) 第8の4に定める継続費の逡次繰越に係る支出
 - (2) 第15の1に定める資本的支出の繰越に係る支出
 - (3) 翌事業年度に支出を要する未払金に係る支出

第11 支出予定額の流用

支出の予定額は、予算又は規定（理事会の議決を経て定められた規定に限る。）の定めによるところにより、各項の間において相互にこれを流用できるものとする。

第12 予定額を超える収入

当該事業年度の収入の予定額を超える収入がある場合には、第5の1又は第

6の1の定めにかかわらず、その予定額を超えて収入することができるものとする。ただし、公社債の発行及び長期借入金による収入は、その限度額を超えることはできないものとする。

第13 業務量に増加に伴う予算の弾力運用

業務量の増加により、業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合には、第5の2又は第6の2の定めにかかわらず、定款又は予算に定めるところにより、当該事業年度の支出の予定額を超えて、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができるものとする。

第14 現金の支出を伴わない支出の特例

現金の支出を伴わない経費は、第5の2又は第6の2の定めにかかわらず、必要がある場合には、当該事業年度の支出の予定額を超えてこれを支出することができるものとする。

第15 予算の繰越

- 1 資本的支出の予定額（第6の2の(1)から(6)までに掲げる支出に係るものに限る。）のうち当該事業年度内に支出しなかった金額は、翌事業年度に繰り越して支出することができるものとする。
- 2 1の定めによる場合を除くほか、支出の予定額は、翌事業年度において支出することはできないものとする。ただし、支出の予定額のうち、年度内において支出の原因となる行為をし、避け難い事故のため年度内に支出しなかったものについては、これを翌事業年度に繰り越して使用することができるものとする。

第16 予算の説明書類等の作成

- 1 予算の作成と併せて、次に掲げる予算の説明書類を作成するものとする、
 - (1) 継続費に関する調書
 - (2) 債務負担行為に関する調書
 - (3) 当該事業年度の予定貸借対照表
 - (4) 前事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
 - (5) その他参考となる書類
- 2 次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を作成

するものとする。

(1) 第8の4の定めにより、継続費の年割額を逡次繰り越した場合	継続費繰越計算書
(2) 第8の定めによる継続費に係る継続年度が終了した場合	継続費清算報告書
(3) 第15の定めにより、支出の予定額を繰り越した場合	繰越計算書

第17 予算等の様式

次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式に準ずるものとする。

(1) 予算	地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）別表第5号の予算様式
(2) 継続費に関する調書	規則別表第8号の3の継続費に関する調書様式
(3) 債務負担行為に関する調書	規則別表第8号の4の債務負担行為に関する調書様式
(4) 継続費繰越計算書	規則別表第8号の5の継続費繰越計算書様式
(5) 継続費清算報告書	規則別表第8号の6の継続費清算報告書様式
(6) 繰越計算書	規則別表第9号の繰越計算書様式